

令和8年度観光コンテンツ開発支援事業助成金 公募要領

1 はじめに

本県の観光の魅力発信及び誘客拡大に向けた受入態勢整備を図るとともに、継続した誘客につながるよう、事業者等が連携して取り組むコンテンツの造成及び企画の実施等を行う事業に対し、令和8年度観光コンテンツ開発支援事業助成金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で助成金を交付する事業について、次のとおり公募する。

2 助成事業の内容

(1) 助成対象事業

次のア～オに掲げる条件をすべて満たしているものを助成対象事業とする。

- ア 地域の特性を生かしたアクティビティや、食・祭り・文化等、岩手県内の魅力を体感でき、原則として、複数事業者が連携する事業であること。
 - イ 催行日が令和8年10月13日（火）から令和9年2月28日（日）までであること。
 - ウ イの期間中に複数回実施する事業であること。
 - エ 商品の内容に沿ったメインターゲット層が設定されていること。なお、インバウンド客も対象として設定可能であるもの。
 - オ 令和9年度以降も継続した販売を想定した事業であること。
- ※ 募集型企画旅行と判断される事業は対象外とする。

(2) 助成対象事業者

助成金の交付の対象は、協議会会員・賛助会員及び岩手県内に主たる営業所を置く、対象事業を実施する事業者等とする。

- ア 個人事業者
- イ 株式会社、有限会社及び合同会社
- ウ 事業協同組合及び企業組合
- エ 観光地域づくり法人（DMO）、NPO法人、商工会、商工会議所、観光協会
- オ 市町村

(3) 助成金の額

1事業当たりの上限額を700千円とし、助成事業の実施にかかる経費（以下、「対象経費」という。）の300千円までは定額助成、300千円を超える部分は定率（対象経費の1/2）助成とする。
対象経費に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

【補足事項】

- 例①対象経費250千円 → 250千円の助成（300千円までは定額助成のため、対象経費分を助成）
- 例②対象経費600千円 → 定額300千円＋定率150千円（ $(600-300) \div 2 = 150$ ）千円の助成
- 例③対象経費1,100千円 → 定額300千円＋定率400千円（ $(1,100-300) \div 2 = 400$ ）千円の助成
- 例④対象経費1,200千円以上 → 700千円の助成（1事業当たりの上限額）

(4) 助成対象経費

助成対象経費は以下のとおりとする。

対象経費	内容	備考
賃金	助成事業実施のために臨時的に雇い入れを行う場合の人件費	・助成事業以外にも従事する職員・スタッフの任用を除く ・賞与、諸手当、社会保険料は除く

謝金	専門家(アドバイザー等)、出演者等への謝金	・助成事業者自身に含まれる者に対する謝金は除く
旅費	専門家(アドバイザー等)、出演者等の移動に要する運賃や宿泊費	・公共交通機関によらないタクシー代、レンタカー代、高速道路料金、駐車場料金、ガソリン代などは除く ・助成事業者自身に含まれる者の移動に要する運賃や宿泊費は除く
広告宣伝費	のぼり作成、販促物作成、新聞広告代等	
印刷製本費	チラシ・リーフレット等の印刷費(版代を含む)、翻訳費等	・チラシ・リーフレットは上限1,000枚とする
外注費	直接実施できないもの、又は直接実施が適当でないものについて、他の事業者に外注若しくは委託するために必要な経費	
物品購入費	補助事業の実施に真に必要不可欠かつ他の事業者から借り上げて対応することが困難な物品の購入に限る	・汎用性があり、目的外使用になり得る物品の購入費は除く ・物品購入に伴う送料は含めて差し支えない
その他特に必要と認められる経費		

※ 対象経費は原則、交付決定日から助成対象期間内に納品及び支払が完了した経費とし、交付決定前に発注・契約等をしたものは対象外とする。

※ 助成事業者の人件費、旅費、会食費、食糧費、事務費及び備品購入費に関する経費は対象外とする。

【補足事項】

本事業は、本県の魅力ある観光コンテンツの開発支援を通じて、継続した観光コンテンツの提供・販売(自走化)を促進することにより、本県への誘客促進を図ることを目的としているため、以下の取組に要する対象経費と認められる経費についても助成対象とする

(例)

- ・モニターツアーやファームツアーの実施に係る対象経費
- ・各種メディアを利用した情報発信
- ・インフルエンサーの招請
- ・効果測定に必要な調査 等

(5) 事業期間

交付決定日から令和9年2月28日(日)までとする。

事業期間内に、支払いが完了できるもののみ対象となり、事業期間の延長は行わないもの。

2 助成事業の決定

公募を実施し、申請の受付順に申請内容を審査したうえで決定する。

3 公募について

(1) 公募(申請)期間

令和8年8月26日(水)～ 令和8年9月15日(火) ※必着

(2) 申請方法

交付の対象となる事業者等が、必要書類を準備の上、事務局あて郵送または持参すること。

(3) 提出書類及び提出先

提出書類	提出先
1 交付申請書（様式第1号） 2 実施概要書（様式第2号） 3 2を補足する書類等 4 事業費積算書（様式第3号） 5 4を補足する積算にかかる根拠書類等 6 その他協議会が必要と認める書類	住所：〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県商工労働観光部 観光・プロモーション室内 宛先：いわて観光キャンペーン推進協議会 事務局

4 審査について

(1) 審査方法

- ア 審査は、申請時に提出された書類に基づいて行う。
- イ 個別の審査項目ごとに評価・採点をを行い、評価の高い事業を採択（5事業程度を想定）する。
- ウ 審査に当たり、申請者に個別に質問を行うことがある。
- エ 採択となった場合においても、必要と認められない経費は除外のうえ交付決定する。
- オ 採択事業が著しく少なかった場合は、再公募を行うことがある。

(2) 審査項目・配点

	審査項目	配点
事業内容	ターゲット設定が明確かつ設定したターゲットに合致した内容となっているか。	10点
	一定程度の誘客効果を見込める魅力的な内容となっているか。	10点
	申請者がこれまで事業化したことがない新規性のある内容となっているか。	15点
	本県の観光や地域振興等への波及効果が期待できる内容となっているか。	10点
	一過性のイベントや体験ではなく、自走化も見据えた継続性のある内容となっているか。	15点
計画性	できるだけ明確かつ緻密な事業計画となっているか。	10点
	事業計画が十分に実現可能なものといえるか。	10点
	開発したコンテンツ等の具体的な販路が計画されているか。	10点
	提案事業を確実に実施できる体制であるか。	5点
	積算内容（単価や数量等）は妥当なものであるか。	5点
合計		100点

【補足事項】

- ・一過性のイベントや体験に関する事業内容の申請を妨げることはありませんが、次年度以降、申請者が自走化できる継続性のある事業内容か、具体的な販路が計画されているか等の観点から評価をいたします。
- ・申請者がこれまで実施した既存事業を「衣替え」した事業内容の申請を妨げることはありませんが、新しい取組やチャレンジのほか、既存事業の場合は、高付加価値化を図る等の工夫がされているか等の観点から評価をいたします。

(3) 審査結果の通知（交付決定の通知）

審査結果については、郵送により書面で通知する。9月下旬頃を予定。

(4) 事業計画書の提出について

交付決定を受けた助成事業については、10月9日（金）までに、以下について記載した事業計画書（任意様式）を提出すること。

- ・実施日時、場所
- ・連携する事業者
- ・実施までのスケジュール
- ・実施内容の詳細
- ・事業の実施にかかる金額

(5) 事業の実施について

ア 交付決定を受けた助成事業について、助成対象事業者の希望がある場合は、事務局が選任するアドバイザーからの助言・サポート（無償）を受けることができる。

イ 助言・サポートの内容、スケジュール等の詳細は採択決定後に事務局と調整する。

ウ 交付決定を受けた助成事業については、原則、（公財）岩手県観光協会が運営・管理する観光ポータルサイト「いわての旅」内のオンライン販売機能を用いた販売を販路の一つとすること。

エ 「いわての旅」内のオンライン販売機能を用いた販売方法等の詳細は採択決定後に事務局と調整する。

6 今後のスケジュール（予定）

申請書の提出	令和8年8月26日（水）～ 令和8年9月15日（火）
審査・交付決定通知	令和8年9月中旬～ 令和8年9月下旬
事業計画書の提出	令和8年9月下旬～ 令和8年10月9日（金）
事業実施	交付決定日～ 令和9年2月28日（日）
実績報告	助成事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月12日（金）のいずれか早い日